

【日米防衛協力のための指針に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本特別委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出法律案2件の合計3件（いずれも第142回国会提出、衆議院継続）であり、条約1件を承認し、法律案2件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願19種類322件のうち、1種類4件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

日本国とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定は、周辺事態に際して活動する自衛隊と米軍との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供を、日米共同訓練、国連平和維持活動等の場合と同じ枠組みに従って行い得るようにするために、現行協定を改正するものである。

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案は、周辺事態に対応して、我が国が実施する措置及びその実施の手続き等を定めるものであり、後方地域支援、後方地域捜索救助活動等を実施する際には閣議決定により基本計画を定め、国会に報告すること、自衛隊が実施する後方地域支援等の活動は原則事前、緊急時には事後に国会の承認を求めること、地方公共団体の長に対し必要な協力を求めることができる、後方地域支援等の職務に従事する自衛官は、生命・身体を防護するため、やむを得ない場合、武器を使用できること、等を主な内容とするものである。

なお、衆議院において、政府原案に対し、周辺事態の定義に「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」の文言、及び目的に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、」の文言を加えたこと、船舶検査活動に係る諸規定を削除したこと、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援及び後方地域捜索救助活動について原則事前、緊急時には事後の国会承認規定を新設したこと、基本計画に定める対応措置が終了したときはその結果の国会報告規定を新設したこと、後方地域支援に際しての武器使用規定を新設したこと等の修正が行われ、本院に送付された。

自衛隊法の一部を改正する法律案は、外国における緊急事態に際して、自衛隊が行う在外邦人等の輸送の手段として、新たに船舶等を追加するとともに、自衛官等の生命・身体を防護するため、やむを得ない場合は武器使用ができるなどを定めるものである。

委員会においては、これら3案件を一括して議題とし、周辺事態の定義及び目的規定の修正理由、周辺事態の地理的範囲とその認定基準、船舶検査規定を削除した経緯とその復活修正、船舶検査実施のための国連安保理決議の要否及び警告・威嚇射撃、船舶検査に関する新規立法、国会承認規定の新設と承認範囲、後方地域支援における武器使用、地方自治体協力の具体例と協力拒否の正当理由、周辺事態が沖縄に及ぼす影響、法案に対する近隣諸国の反応、有事法制と領域警備体制の整備等について質疑を行うとともに、参考人か

らの意見聴取、公聴会のほか、沖縄県において地方公聴会を行った。

質疑終局の後、民主党・新緑風会の柳田理事より、周辺事態安全確保法案について、国連安保理決議を要件とする船舶検査に係る条項を、政府原案のとおり加える旨の修正案が提出された。

次いで、討論の後、順次採決の結果、日米物品役務相互提供協定を改正する協定は多数をもって承認され、周辺事態安全確保法案は、修正案を否決した後、多数をもって原案どおり可決され、自衛隊法改正法案は多数をもって原案どおり可決された。

(2) 委員会経過

○平成11年4月26日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成11年4月28日（水）（第2回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣法第20号）（衆議院送付）について高村外務大臣から趣旨説明を聴き、

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）

以上両案について野呂田防衛庁長官から趣旨説明を聴き、

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大野功統君から説明を聴いた。

○平成11年5月10日（月）（第3回）

- 日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣法第20号）（衆議院送付）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）

以上3案件について修正案提出者衆議院議員大野功統君、同中谷元君、同赤城徳彦君、同西村眞悟君、同東祥三君、同遠藤乙彦君、小渕内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、与謝野通商産業大臣、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年5月11日（火）（第4回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上3案件について修正案提出者衆議院議員大野功統君、同中谷元君、同達増拓也君、小渕内閣総理大臣、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、川崎運輸大臣、野田国家公安委員会委員長、陣内法務大臣、野中内閣官房長官、太田総務庁長官、宮澤大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- また、以上3案件について参考人の出席を求ることを決定した。

○平成11年5月12日（水）（第5回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上3案件について修正案提出者衆議院議員大野功統君、同東祥三君、同遠藤乙彦君、同中谷元君、同山中燁子君、同西村眞悟君、同赤城徳彦君、小渕内閣総理大臣、野呂田防衛庁長官、高村外務大臣、宮下厚生大臣、川崎運輸大臣、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年5月13日（木）（第6回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上3案件について参考人中央大学総合政策学部大学院客員教授森本敏君、名古屋大学大学院法学研究科教授森英樹君、弁護士金城睦君、駒澤大学法学部教授西修君、松阪大学政治経済学部教授浜谷英博君及び帝京大学法学部教授志方俊之君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年5月14日（金）（第7回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結

について承認を求めるの件（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）

以上3案件審査のため公聴会開会承認要求書を提出すること及び委員派遣を行うことを決定した。

- 以上3案件について修正案提出者衆議院議員佐藤茂樹君、同赤城徳彦君、小渕内閣総理大臣、野呂田防衛庁長官、高村外務大臣、陣内法務大臣、野田自治大臣、与謝野通商産業大臣、有馬科学技術庁長官、川崎運輸大臣、野中内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年5月17日（月）（第8回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）
- 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案**（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
- 自衛隊法の一部を改正する法律案**（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）

以上3案件について修正案提出者衆議院議員赤城徳彦君、同東祥三君、同山中燁子君、同大野功統君、野田自治大臣、陣内法務大臣、宮下厚生大臣、野呂田防衛庁長官、高村外務大臣、真鍋環境庁長官、野中内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年5月18日（火）（公聴会 第1回）

- 日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）
- 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案**（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
- 自衛隊法の一部を改正する法律案**（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）

以上3案件について以下の公述人から意見を聞き質疑を行った。

早稲田大学法学部客員教授	栗山 尚一君
全日本海員組合教宣部長	平山 誠一君
元陸上幕僚長	富澤 暉君
上智大学法学部教授	猪口 邦子君
株式会社岡本アソシエイツ代表取締役	岡本 行夫君
軍事評論家	藤井 治夫君

○平成11年5月20日（木）（第9回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互**

の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣法第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上3案件について野田自治大臣、野呂田防衛庁長官、高村外務大臣、野中内閣官房長官、宮澤大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年5月21日（金）（第10回）

- 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣法第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上3案件について修正案提出者衆議院議員大野功統君、同中山燐子君、同遠藤乙彦君、同赤城徳彦君、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、野中内閣官房長官、野田自治大臣、川崎運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年5月24日（火）（第11回）

- 日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣法第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上3案件について小渕内閣総理大臣、野呂田防衛庁長官、野田自治大臣、高村外務大臣、川崎運輸大臣、有馬文部大臣、真鍋環境庁長官、野中国務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、
日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣法第20号）（衆議院送付）について承認すべきものと議決し、
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

（第142回国会閣法第20号） 賛成会派 自民、民主の一部、公明、自由、参院
反対会派 民主の一部、共産、社民、二連
（第142回国会閣法第109号） 賛成会派 自民、公明、自由、参院

(第142回国会閣法第110号)	反対会派	民主、共産、社民、二連
	賛成会派	自民、民主、公明、自由、参院
	反対会派	共産、社民、二連

○平成11年8月13日(金)(第12回)

- 請願第1997号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外317件を審査した。
 - 日米防衛協力のための指針に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣條第20号）

【要旨】

この協定は、日本国の周辺の地域における日本国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）が生じた際に、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供を、1996年（平成8年）に締結した「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下「現行協定」という。）によって確立された枠組みに従って行い得るようにするため、現行協定を改正するものであり、1998年（平成10年）4月28日に東京で署名された。この協定は、前文、本文8箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 現行協定第1条2を改め、協定の目的に周辺事態に対応する活動に必要な後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを加える。
 - 2 現行協定第2条3を改め、協定の下で提供される物品から日本国の自衛隊については武器又は弾薬、アメリカ合衆国軍隊については武器システム又は弾薬を除くことを明記する。
 - 3 現行協定に新たな第4条を追加し、いずれか一方の当事国政府が、周辺事態に際して日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行う活動であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的の達成に寄与するものために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができることを規定するとともに、日本国の自衛隊は、周辺事態に対処するための日本国の措置について定めた関連の法律に従って後方支援、物品又は役務を提供し、当該法律によって認められた日本国の自衛隊の活動に関し後方支援、物品又は役務を受領することを規定する。
 - 4 通信支援、環境面の支援等が加わったこの協定の付表をもって、現行協定の付表に代

える。

- 5 この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国がこの協定を承認した旨の書面による通告を受領した日の後120日目の日に効力を生じ、現行協定が有効である限り効力を有する。

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）

【要 旨】

本法律案は、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に際して、当該事態に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定めるものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に後方地域支援等の対応措置を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めること、対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと、関係行政機関の長は、対応措置の実施に關し相互に協力すること等を対応の基本原則とする。
- 2 内閣総理大臣は、周辺事態に際して後方地域支援等を実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定める。
- 3 防衛庁長官は、基本計画に従い、後方地域支援等について、実施要項を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずる。
- 4 前記3のほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施する。
- 5 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対しその有する権限の行使について必要な協力を求めることができ、また、国以外の者に対し必要な協力を依頼することができる。政府は、それらの者がその協力により損失を受けた場合には、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずる。
- 6 内閣総理大臣は、基本計画の決定、変更等があったときは、その内容等を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。
- 7 後方地域捜索救助活動等の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、生命等を防護するために必要最小限の武器を使用することができる。

なお、本法律案については、衆議院において、周辺事態の定義に「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」の文言、及び目的に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、」の文言を加えたこと、船舶検査活動に係る諸規定を削除したこと、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援及び後方地域捜索救助活動について、原則事前、緊急時には事後の国会承認規定を新設したこと、基本計画に定める対応措置が終了したときはその結果の国会報告規定を新設したこと、後方地域支援に際しての武器使用規定を新設したこと等の修正が行われている。

自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）

【要旨】

本法律案は、外国における緊急事態に際して防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送について、平成8年以来政府部内で進めてきた緊急事態対応策の検討結果を踏まえ、在外邦人の輸送体制の強化を図るため、また、新たな日米防衛協力のための指針において、周辺事態における日米間の協力の一つとして「非戦闘員を退避させるための活動」が挙げられたことを受け、その実効性を確保するため、在外邦人等の輸送手段を追加するとともに、武器使用に関する規定を新設しようとするものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 外国における緊急事態に際して防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送手段として、従来の航空機に加え、自衛隊の船舶及び当該船舶に搭載された回転翼航空機を用いることができるのこととする。
 - 2 緊急事態が生じている外国において輸送の職務に従事する自衛官は、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又は保護の下に入った当該輸送の対象である在外邦人等の生命等の防護のためやむを得ない場合には、合理的に判断される限度で武器を使用することができることとする。

(4) 付託議案審議表

· 条 約 (1 件)

· 内閣提出法律案（2件）